

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店（以下「加盟店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）宝塚市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）宝塚市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、食料品、飲料品、日用品、その他甲が指定する物資のうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否・種類・数量等を決定するものとする。

（物資の数量等）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で乙が甲に供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙指定の業者等が行なうものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙及び乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第10条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定書締結後速やかに「連絡責任者届（別紙3）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第12条 この協定書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期限は平成28年（2016年）1月27日から平成29年（2017年）1月26日までの1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（解除）

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年（2016年）1月27日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中川智子



乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪隆一

